

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 3 第 9 号	受理年月日	令和 3 年 5 月 3 1 日
件 名	戦没者遺骨収集推進施策の実行に関する陳情		

【陳情の趣旨】

終戦後 7 5 年を迎えた昨年時点で、全国民人口における戦後生まれの割合が約 8 5 %となりました。その間に日本は著しい復興と経済発展を遂げ、私たち多くの人々にとって戦禍の悲惨さや戦没者を想うことは非日常のものとなりつつあります。しかし「戦後」は収束していません。戦地で命を落とした 2 4 0 万人のうちの 1 1 2 万柱の遺骨が家族の元に帰れず供養されることなく取り残されています。

2 0 1 6 年に「戦没者遺骨収集推進法」が施行され、戦地に眠る遺骨の収集に関する国の責任を「(国は) 推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施する責務を有し、2 0 2 4 年度までに戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施、遺骨収集を計画的にかつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるもの」と定めています。しかしながら厚生労働省によると法施行当時 1 1 3 万柱であった未収集数は、昨年時点で 1 1 2 万柱と、集中的実施期間の半分の年月を経ながら 1 万柱の収集に留まっています。

これを早急に解決しなければ極めて人道的に問題となる場所の一つに沖縄本島南部があります。同地は住民を巻き込み終結末期の 1 ヶ月の間に全県民戦没者の半数が命を落とした激戦地です。この地が埋め立て工事用土砂の採取場所に加えられたため、7 6 年の間取り残されたご遺骨が建設地盤に使われるという危機に瀕しています。土砂採取業者に対し玉城沖縄県知事は、自然公園法に基づき採取土砂に遺骨が含まれていないことを確認する措置命令を下すとともに「沖縄のみならず日本兵や米国兵、遺族らへの人道的配慮」を求めましたが、業者が私権・経済活動の侵害として反発することが懸念されています。

戦没者の遺骨をそのままに建設に使うという非人道的な行為が実行されたら、我々は後世に命の重さを語り継いでいくことができなくなります。

また沖縄戦での日本人戦没者 1 8 8, 1 3 6 名のうち 3 分の 1 強に当たる 6 5, 9 0 8 名は県外からの出兵者でした。目黒区に帰るべきご遺骨も相当数その土砂に含まれていると思われます。

高齢化する遺族にとっては76年の間にも忘れることのない、親、兄弟、夫など、かけがえのない家族の命です。これ以上待つ時間は非常に限られています。ご遺骨が家族の元に帰れるよう、建設工事に使われることのないよう、速やかに、収集推進施策が確実に実行されなくてはなりません。

戦争を知らない世代が90%、100%になる時がやってきます。多くの若者を含む失われた命の尊さと戦争の悲惨さに私たちはしっかりと向き合い、二度とそのような犠牲を出さない、という想いを後世に伝えていく区であり区民であることを願います。

以上の理由から、以下のことを要請します。

【陳情事項】

戦没者遺骨収集推進法が定める国の責務である遺骨収集推進施策を確実に実行するよう目黒区として国に意見書を提出してください。